

熊本県公報

号外 第 28 号
平成 15 年 7 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例…………… (人 事 課) 1
- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) 1

本号で公布された条例及び規則のあらまし

- ◇ 熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例
 - 1 熊本県議会議員に対する報酬月額について特例を設けることとした。
 - 2 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行することとした。
- ◇ 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則
 - 1 第 22 条の規定を整理することとした。
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 3 この規則の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 49 号

熊本県議会議員に対する報酬の特例に関する条例
平成 15 年 8 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間における熊本県議会議員に対する報酬月額は、熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例（昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、その額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。

附 則

この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 37 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（昭和 50 年熊本県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の見出し中「再就職手当」を「就業促進手当」に改め、同条第 1 項中「第 3 号の 2」を「第 4 号」に、「にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第 13 号の 2 様式）に、同項第 4 号の規定による退職手当にあっては常用就職支度金に相当する退職手当支給申請書（別記第 14 号様式）に、同項」を「のうち雇用保険法第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第 13 号の 2 様式）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記第 13 号の 3 様式）に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記第 14 号様式）に、条例第 10 条第 11 項」に改める。